

平成31年長審第11号

裁 決

遊漁船AモーターボートB衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官桐井晋司出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

平成30年11月25日08時53分

早崎瀬戸

2 船舶の要目

船 種 船 名 遊漁船A

モーターボートB

総トン数	8.5トン	1.23トン
登録長	13.68メートル	6.35メートル
機関の種類	ディーゼル機関	電気点火機関
出力	331キロワット	22キロワット

### 3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪があつて、その左前方にGPSプロッターを、前方にレーダーを、右前方にGPSプロッター及び機関操縦ハンドルをそれぞれ装備し、遊漁船業に従事するときの最大搭載人員が旅客12人及び船員1人のFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、釣り客7人を乗せ、遊漁の目的で、船首0.5メートル船尾0.6メートルの喫水をもって、平成30年11月25日06時30分福岡県三池港を発し、早崎瀬戸の釣り場に向かった。

a受審人は、島原湾を南下し、08時39分少し過ぎ沖ノ瀬灯標から148.5度（真方位、以下同じ。）730メートルの地点で、針路を早崎瀬戸に向く252度に定めて自動操舵とし、機関を回転数毎分1,480にかけて14.8ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、レーダーを0.75海里レンジのノースアップ表示として作動させ、舵輪後方に設置した椅子に腰掛けて操船に当たり、08時51分少し前瀬詰埼灯台から093.5度1.1海里の地点に達したところで、右舷船首方670メートルのところに、船首を南西方に向けて漂泊中のBを初認した。

a受審人は、08時51分僅か過ぎ瀬詰埼灯台から094.5度1,840メートルの地点に至り、それまで漂泊していたBが、南西方に向けて航走を開始したのを視認したことから、手動操舵に切り

替えたものの、距離がまだ離れているように見えたことから、同船から目を離し、左舷船首方で漂泊して釣りをしている遊漁船の様子を見ながら続航した。

a 受審人は、08時51分少し過ぎ瀬詰埼灯台から095度1,770メートルの地点に達したとき、Bが右舷船首25度530メートルのところとなり、その後同船を追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近したが、左舷船首方の遊漁船の様子を見ることに気をとられ、Bに対する動静監視を十分に行わなかったため、この状況に気付かず、同船を確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けることなく進行した。

a 受審人は、08時53分僅か前ふと船首方に視線を戻したところ、至近に迫ったBを認め、右舵一杯として機関を後進にかけたものの、効なく、08時53分瀬詰埼灯台から111.5度1,090メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その船首がBの右舷船首部に後方から63度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の南東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

また、Bは、船尾にスロットルグリップ付きチラーハンドルを備えた船外機を有し、その前方の平甲板上に魚群探知機を組み込んだGPSプロッターを設置した和船型FRP製モーターボートで、b 受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、有効な音響による信号を行うことができる手段を講じないまま、船首0.1メートル船尾0.5メートルの喫水をもって、同日07時00分長崎県久木山漁港を発し、早崎瀬戸の釣り場に向かった。

b 受審人は、07時20分前示の釣り場に到着して、船首を南西方に向けた態勢で漂泊しながら釣りを開始したものの、漁模様が芳しく

なかったことから、釣り場を移動することとし、08時51分僅か過ぎ瀬詰埼灯台から093度1,260メートルの地点を発進し、直ちに針路を217度に定め、8.0ノットの速力で、手動操舵により進出した。

b受審人は、船尾右舷側の収納箱の蓋の上に腰掛けて、左手でチラーハンドルを握って操船に当たり、08時51分少し過ぎ瀬詰埼灯台から094度1,240メートルの地点に達したとき、左舷正横後30度530メートルのところに、右舷側を見せて西行中のAを視認することができ、その後同船が自船を追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、後方から接近してくる他船が自船の進路を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかったため、この状況に気付かず、避航を促す音響信号を行うことも、間近に接近しても右転するなど、衝突を避けるための協力動作をとることもなく続航した。

b受審人は、08時53分少し前前示衝突地点の釣り場に到着して、船首を北西方に向け、機関を停止して漂泊を開始した直後、右舷船尾至近に迫ったAを初めて認め、手を振って大声で叫んだものの、効なく、Bは、船首が315度を向いたとき、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、船首部外板に擦過傷を、Bは、船首部外板に亀裂等をそれぞれ生じた。また、b受審人が腰椎捻挫を、Bの同乗者が外傷性頸部症候群をそれぞれ負った。

#### (航法の適用)

本件は、早崎瀬戸において、西行中のAと南下中のBが衝突したもので、衝突地点付近の海域には特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

本件時、両船は互いに視野の内にあり、AがBの正横後22度30分を超える後方の位置から、同船を追い越す態勢で接近したもので、両船の付近には航行の支障となる障害物や他船は存在せず、Aが避航義務を、Bが針路及び速力の保持並びに避航を促す音響信号及び協力動作履行の各義務を果たすのに十分な時間的、距離的余裕があったものと認められることから、本件は、海上衝突予防法第13条の追越し船の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、早崎瀬戸において、Bを追い越すAが、動静監視不十分で、Bを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けなかったことによって発生したが、Bが見張り不十分で、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、早崎瀬戸において、釣り場に向けて西行中、右舷船首方で漂泊していたBが、南西方に向けて航走を開始したのを視認した場合、衝突のおそれの有無を判断できるよう、Bに対する動静監視を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舷船首方の遊漁船の様子を見ることに気をとられ、Bに対する動静監視を十分に行わなかった職務上の過失により、同船を追い越し、衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、Bを確実に追い越し、かつ、同船から十分に遠ざかるまでその進路を避けることなく進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるとともに、b 受審人及びBの同乗者をいずれも負傷させるに至った。

以上のa 受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇

月停止する。

　b受審人は、早崎瀬戸において、釣り場を移動するため南西方に向けて航走する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、後方から接近してくる他船が自船の進路を避けてくれるものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、自船を追い越す態勢で接近するAに気付かず、避航を促す音響信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらずに進行して衝突を招き、A及びB両船それぞれに損傷を生じさせるとともに、自船の同乗者を負傷させ、自らも負傷するに至った。

　以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年1月19日

長崎地方海難審判所

審判官　黒　田　拓　幸